

米国におけるドメイン・ネームの差押・没収制度について

慶應義塾大学 奥邨弘司*

・ドメイン・ネームの差押・没収は、18 U.S.C. § 2323 および § 981 に基づいて行われる

・ 18 U.S.C. § 2323 – 没収・破棄・返還¹

(a) 民事没収

(1) 没収の対象財産—

以下の財産は合衆国政府への没収の対象となる：

(A) 著作権法 506 条または、本法 2318 条〔訳注：偽物商品関連〕、2319 条、2319A 条、2319B 条〔訳注：著作権侵害関連〕、2320 条〔訳注：偽物商品関連〕もしくは 90 章〔訳注：トレードシークレット関連〕によって、その生産や取引が禁止されている物品

(B) 何らかの形でまたは部分的に、(A)に規定された犯罪を実行しまたは実行を助長するために、利用されるまたは利用が意図されている財産

(C) (A)に規定された犯罪の実行の結果として直接的にまたは間接的に得られた利益を構成するまたは利益から派生する財産

(2) 手続き—

民事没収に関する本法 46 章の規定〔訳注：981～987 条〕は、本条の民事差押および没収に適用される。(以下略)

(b) 刑事没収

(1) 没収の対象財産—

裁判所は、著作権法 506 条または、本法 2318 条、2319 条、2319A 条、2319B 条、2320 条もしくは 90 章の犯罪について有罪となった者に判決を下す際、当該者に対して、他の刑に加えて、当該犯罪に関して本条(a)項で没収の対象となる財産について、合衆国政府への没収となる旨命じるものとする。

(2) 手続き—

(A) 総則—

(1)に基づく財産の没収は、財産の差押えおよび処分ならびに関連する司法的または行政的手続きを含めて、包括的な薬物乱用防止および規制に関する法律 (21 U.S.C. 853) 413 条 (ただし、(d)項は除く) の手続きによる。(以下略)

・ 2323 条は Pro IP Act (2008 年成立) によって新設された

→ 無断複製物および海賊版レコード、そのマスターなど、ならびにそれらの製造装置などについては、元々差押・没収の対象であった (著作権法 509 条) が、Pro IP Act

¹ 報告者試訳

は著作権法 509 条を廃止して、代わりに本条を新設し没収対象を増やした²。

- 改正時の議論において、2323 条をドメイン・ネームの没収に用いることが論じられた形跡はないと指摘されている。しかしながら、2010 年にオバマ政権が開始した Operation in Our Sites において、(B)の「財産」に米国で登録されているドメイン・ネームが含まれる (com, org など) という一種の拡大解釈がなされ、2323 条に基づくドメイン・ネームの没収が行われるようになった³。

・民事没収制度とは

- コモンロー上の制度。最初に制定法に規定されたのは、17 世紀半ばの英国の「航海法」であったとされる (例えば、同法には、船の乗組員が密輸を行った場合、船主は全く知らなくても、船全部が没収されるとの規定が存在した⁴)。
- 米国では、植民地時代から民事没収制度が存在していた。当初は、密輸入や脱税などの犯罪に限定して用いられていたが、禁酒法時代には、アルコール関連犯罪に適用が拡大した⁵。その後、1970 年代には RICO に⁶、1980 年代には麻薬取締法にと、徐々に対象範囲が拡大し続けて現在に至っている⁷。
- 合衆国の通例であるが、連邦法による民事没収制度と州法による民事没収制度が併存している⁸。
 - 州法上の制度は、州ごとに様々なバリエーションがある
 - ドメイン・ネームの没収は、連邦法による
- (例えば 2323 条(b)項を見れば明らかなように) 刑事没収は、被告人が有罪となった際に、被告人に対して課せられる刑罰の一つであり、当然、刑事手続きに関する憲法上の保障が認められる⁹。
- (例えば 2323 条(a)項を見れば明らかなように) 民事没収の場合、所有者が有罪であることは、没収の要件ではない¹⁰。没収対象物や財産 (以下、対象財産) が「有罪」かどうか (例えば、2323 条の場合ならば、同条(a)(1)(A)ないし(C)に該当するか否か) がポイントとなる。
 - 対象財産の所有者が、犯罪に無関係でも没収され得る (もっとも、連邦法の

² See Karen Kopel, *Operation Seizing Our Sites: How the Federal Government is taking Domain Names without prior Notice*, 28 Berkeley Tech. L.J. 859, 865 (2013).

³ See Kopel, *supra* note 2, at 867.

⁴ See Robert Lieske, *Civil Forfeiture Law: Replacing the Common Law with a Common Sense Application of the Excessive Fines Clause of the Eighth Amendment*, 21 Wm. Mitchell L.Rev. 265, 276 (1995).

⁵ See Note, *How Crime Pays: The Unconstitutionality of Modern Civil Asset Forfeiture as a Tool of Criminal Law Enforcement*, 131 Harv. L. Rev. 2387, 2394 (2018).

⁶ See Michael J. Harrell, *Fighting Piracy with Censorship: The Operation in Our Sites Domain Seizures v. Free Speech*, 21 J. Intell. Prop. L. 137, 147 (2013).

⁷ See Note, *supra* note 5, at 2394.

⁸ See *id.* at 2389.

⁹ See *id.*

¹⁰ See Lieske, *supra* note 4, at 276; see also Kopel, *supra* note 2, at 864.

場合「善意所有者の抗弁」が存在する¹¹：後述)。

- 誰かが起訴されたり、起訴された者が有罪になったりすることは、民事没収の要件ではない。
- 民事没収は、刑事手続きではなくて、民事手続きとして遂行される。そのため、政府が負う立証の程度は、民事手続きのレベル（証拠の優越）でよいのが原則¹²。(州によっては異なる場合もある)
 - 以上の結果、刑事没収に比べ、手続き的な負担が少なく、迅速・容易に差押・没収が可能という特徴があるとされる¹³
- 刑事没収は、「人」(被告人) に対する司法手続きであるのに対して、民事没収は「物」または「財産」そのものに対する司法手続きと概念される¹⁴
 - 刑事没収： 合衆国 v. 被告人
 - 民事没収： 合衆国 v. 対象財産
 - 例えば United States v. \$5,000 in U.S. Currency
U.S. v. One 1990 Chevrolet Corvette
 - 対象財産を被告とする訴訟が可能となるのは、対物管轄権(in rem jurisdiction)とそれに基づく訴訟という英米法に特有の考え方が背景にある¹⁵。
- 民事手続きによると言っても、2323 条に基づく民事没収の場合、私人間の訴訟という形ではなく、合衆国政府が原告として、被告である「財産」を訴える形となる。著作権者が原告として、没収訴訟を提起するわけではない。
- 差押えは、没収に先行して行われる¹⁶。

・具体的な流れ¹⁷

- 捜査の結果、あるドメインが著作権侵害罪の助長に利用されていることが分かった場合、捜査機関は、捜査官の宣誓供述書を添えて、合衆国治安判事に対して、差押令状の発付を申し立てる
- 治安判事は、相当の理由があると認めるときは、差押令状を発付
 - 差押令状が、有効なのは、米国内のドメイン・ネーム登録機関
 - web サイトの運営者が海外にいても、また、サイトをホストするサーバーが海外にあっても、ドメイン・ネームが米国で登録されているなら、差押えが可能
- 差押令状発付後は、ドメインは捜査機関の管理下に置かれるので、ドメイン・ネー

¹¹ See Note, *supra* note 5, at 2389.

¹² 18 U.S.C. § 2323(c)(1).

¹³ See Harrell, *supra* note 6, at 146; see Note, *supra* note 5, at 2390.

¹⁴ See Lieske, *supra* note 4, at 271.

¹⁵ See *id.*; see also Kopel, *supra* note 2, at 864.

¹⁶ See Harrell, *supra* note 6, at 147.

¹⁷ See Kopel, *supra* note 2, at 874-75; see also Harrell, *supra* note 6, at 144-45.

ム登録機関は、対象ドメインをロックし、捜査機関の要請に応じて、以下のバナーが掲載された捜査機関のページにリダイレクトするように設定する。

(バナーには、概要「このドメイン・ネームは、981条および2323条に基づいて連邦地方裁判所によって発布された令状により差し押さえられた」旨および故意の著作権侵害および偽物商品の取引は、連邦犯罪である旨が記載されている)



(リダイレクト先に掲載されるバナー¹⁸⁾)

- 差押えを行った捜査機関は、利害関係者（当該ドメイン・ネームに係る web サイトの運営者など）に差押えについて通知
 - 利害関係者は、この時点で初めて、差し押さえられたことを認識する
- 利害関係者は、通知に定められた期間内に、捜査機関に対して反論可能
 - 反論がなければ、そのまま没収される
- 反論があった場合、捜査機関は、ドメインを返却するか、没収訴訟に進むか選択
 - 没収訴訟は、以下のような当事者関係となる
 - 合衆国（原告） v. 下記のドメイン・ネーム（被告）
 - Web サイト運営者 Z が争う場合
 - 合衆国（原告） v. 下記のドメイン・ネーム（被告）、Z（権利主張者）
- 没収を認める判決が出た場合、対象財産（この場合ドメイン・ネーム）は、犯罪行為実行時に遡って、合衆国の所有に帰属する¹⁹。
 - 結果、犯罪行為により対象財産を用いて生み出された収益も、全て合衆国に帰属するという帰結となる

- ・ 民事没収制度への批判
 - 憲法上の疑義

¹⁸ <https://www.iprcenter.gov/ip-theft/images/ios-seizures-banner>

¹⁹ See Lieske, *supra* note 4, at 279-80.

- 適正手続違反ではないか？
 - 最高裁は、違憲ではないと判断
 - 民事没収制度は「我が国の刑事法および救済法にあまりにもしっかりと定着しているので、今更（訳注：他の制度に）置き換えることはできない²⁰」
- 問題とされている犯罪行為に対して、没収対象財産が不均衡に高額でも許されるのか？
 - 憲法修正 8 条との関係
 - 「過大な額の保釈金を要求し、過大な罰金を科し、または残酷で異常な刑罰を科してはならない。²¹」
 - *Austin v. U.S.*, 509 U.S. 602 (1993)は、連邦の民事没収制度について、修正 8 条の適用の余地を認めた
 - (981 条に基づく民事没収制度には均衡を求める規定が、整備されている²²)
 - 州法については、現在最高裁の判断待ち
 - インディアナ州法に基づく、民事没収（200 ドルの麻薬を販売し有罪となった被告のランドローバー（4 万ドル相当）が対象）が、修正 8 条に照らして合憲かどうか争われた事件の裁量上訴が認められた²³。
 - ドメイン・ネーム差押えに関しては、表現の事前抑制となっているのではないかとの指摘もある²⁴。
- 実務上の問題
 - 差押えが実行されるまで、財産の所有者には通知や反論の機会がない点
 - 権利を回復するため、没収対象財産の所有者は、自身が善意であったことを立証する必要があり、負担が大きい（善意所有者の抗弁²⁵）
- 濫用の問題²⁶
 - 没収した財産を換価した金銭は、没収した「捜査機関」の収入にすることができる（予算にも組み入れられている）。そのため、不均衡に金銭的価値の高い財産を民事没収しようという誘因が（特に州や市などの）捜査機関に存在し、制度の濫用が生じているのではないかとの批判がある。
 - もっとも、没収されたドメイン・ネームが換価されたという話は聞か

²⁰ *J. W. Goldsmith, Jr.-Grant Co. v. United States*, 254 U.S. 505 (1921).

²¹ アメリカンセンター (<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/>)

²² 18 U.S.C. § 983(g).

²³ <https://www.forbes.com/sites/nicksibilla/2018/06/19/supreme-court-will-decide-if-civil-forfeiture-is-unconstitutional-violates-the-eighth-amendment/#6c5163fa7165>

²⁴ *See Notes, supra* note 5, at 2393-95; *see also* Harrell, *supra* note 6, at 159-60.

²⁵ 18 U.S.C. § 983(d).

²⁶ *See Notes, supra* note 5, at 2390-93; *see also* David Pimentel, *Forfeiture Policy in the United States: Is There Hope for Reform?*, 17 *Criminology & Public Policy* 129 (2018).

ないので、ドメイン・ネーム差押・没収制度に関して、前記批判は直接には当たらない。もちろん、民事没収制度自体が見直されると、影響を受ける可能性はある。

→ 結果、憲法上・実務上の問題点を含め、制度自体の見直しを求める声強い。

・具体例

→ Operation in Our Sites

インターネットを通じて偽物商品（偽薬品を含む）や海賊版商品を販売している web サイトやその運営者をターゲットとした摘発作戦²⁷。2010 年から開始されている。当初は米国単独での取り組みであったが、2014 年からは、欧州刑事警察機構や国際刑事警察機構などの協力を得て、欧州各国も参加した取り組みとなる。

プレスリリースによれば、2012 年までに 1,719 のドメイン・ネームを差し押さえ、そのうち 690 超について没収を完了したとされる（偽物商品販売サイトなども含む数字であり、著作権侵害サイト数は説明無し）²⁸。また、2017 年に行われた Operation in Our Sites VIII では、参加国全体で 20,520 のドメイン・ネームを差し押さえたと発表されている（偽物商品販売サイトなども含む数字であり、著作権侵害サイト数は説明無し。また、各国別の差押数も説明無し。さらに、米国以外がどのような法制度で差押えを実行したかも説明無し²⁹）。

→ Megaupload 事件

2012 年 1 月に差押えられた Megaupload.com, Megaupload.org などのドメイン・ネームの没収が、2018 年 1 月に命じられた³⁰

→ Dajaz1 事件、Rojadirecta 事件³¹

Operation in Our Sites の一環として、ドメイン・ネームが差押えられたものの、捜査機関が没収を諦めた事件。典型的な問題事例としてしばしば紹介される。Dajaz1 事件の場合は、そもそも捜査が不十分（ブログに楽曲へのリンクを掲載したことが著作権侵害とされて差し押さえられたが、実際には権利者から許諾を得ていた）であったが、ドメイン・ネームが返還されるまでに 1 年以上かかっ

²⁷ <https://www.iprcenter.gov/reports/fact-sheets/operation-in-our-sites/view>

²⁸ <https://www.ice.gov/news/releases/houston-hsi-seizes-89-websites-selling-counterfeit-goods>

²⁹ <https://www.europol.europa.eu/newsroom/news/biggest-hit-against-online-piracy-over-20-520-internet-domain-names-seized-for-selling-counterfeits>

³⁰ <https://torrentfreak.com/kim-dotcom-loses-megaupload-domain-names-gets-destroyed-gaming-chair-back-180117/>

³¹ See Kopel, *supra* note 2, at 894-99; see also Harrell, *supra* note 6, at 154-57.

た。Rojadirecta 事件の場合、スペインのスポーツ関連 web サイト（トップレベルは com であり、米国登録）が、他の著作権侵害サイトへのリンクを掲載しているということで差し押さえられたが、代理人であるレムリー教授などが、リンク掲載では著作権侵害罪には当たらないなどと反論した結果、ドメイン・ネームは返還された。返還まで 18 ヶ月を要した。

以上

*ドメイン・ネームの差押・没収は、米国著作権法に関連するものではあるが、基盤となる制度（民事没収制度）は、報告者の専門外である刑事法領域のものであるため、報告内容は引用した文献に全面的に依拠している（ローレビューの学生論文も含まれているが、調査時間が限られていたこともありご容赦願いたい。なお、条文、裁判例、文献相互で比較検討して、矛盾のないと思われる内容ものを取り上げている）。もちろん、あり得べき誤謬は、偏に報告者の不勉強によるものである。